

(案)

閣郵委第 号
平成 20 年 月 日

金融庁長官
佐藤 隆文 あて

総務大臣
増田 寛也 あて

郵政民営化委員会

委員長 田中 直毅 印

株式会社日本政策金融公庫法等の施行に伴う郵政民営化法第 124 条
第 2 項及び第 152 条第 2 項の規定に基づく政令案について（意見）

平成 20 年 7 月 18 日付け金総第 2363 号・総情貯第 10 号をもって意見を求めら
れた事案について、審議の結果、下記のとおり意見を提出する。

記

株式会社日本政策金融公庫法等の施行に伴う郵政民営化法第 124 条第 2 項及び
第 152 条第 2 項の規定に基づく政令については、当委員会に示された内容のとおり
立案することが適当である。